

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 3
- 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 4

◇ 告 示

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2 件）【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 5

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】 7

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立小倉北体育館、小倉南体育館、若松体育館及び折尾スポーツセンターの体育館の冷暖房設備の使用料を次のとおり定めることにしました。

設備				使用料の額
冷暖房設備	専用	小倉北体育館	体育館	30分又はその端数ごとに1,710円（冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは855円）
		小倉南体育館	体育館	30分又はその端数ごとに1,400円（冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは700円）
		若松体育館	体育館	30分又はその端数ごとに2,010円（冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは1,005円）
		折尾スポーツセンター	体育館	30分又はその端数ごとに1,430円（冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは715円）

この規則は、令和7年6月13日から施行することにしました。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

的場池体育館の体育室の冷暖房設備の使用料を次のとおり定めることにしました。

専用	30分又はその端数ごとに2,270円（冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは1,135円）
----	--

この規則は、令和7年6月13日から施行することにしました。

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 6 号

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成 2 0 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の冷暖房設備の専用の項中

「			を
門 司 体 育 館	集 会 室	3 0 分又はその端数ごとに 7 8 0 円	
」			に、
「			
門 司 体 育 館	集 会 室	3 0 分又はその端数ごとに 7 8 0 円	
小 倉 北 体 育 館	体 育 館	3 0 分又はその端数ごとに 1 , 7 1 0 円 (冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 8 5 5 円)	
小 倉 南 体 育 館	体 育 館	3 0 分又はその端数ごとに 1 , 4 0 0 円 (冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 7 0 0 円)	
」			を
「			
3 0 分又はその端数ごとに 2 , 0 1 0 円			に、
(冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 1 , 0 0 5 円)			
」			を
「			
3 0 分又はその端数ごとに 1 , 4 3 0 円			に
(冷暖房設備の 2 分の 1 以下を使用するときは 7 1 5 円)			
」			改める。
「			

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 7 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（
昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の冷暖房設備の体育館の項中

視聴覚音楽室		30分又はその端数ごとに 240円	を に
体育室	専用	30分又はその端数ごとに 2,270円 (冷暖房設備の2分の1以下を使用するときは1,135円)	
視聴覚音楽室		30分又はその端数ごとに 240円	

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 2 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

鉄竜二丁目自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	梶原勝幸	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 1 5 番 2 0 号
変更後	八木光博	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 1 1 番 1 号

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 3 日

北九州市告示第 2 7 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 7 年 6 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

津田新町自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	畠中朝光	北九州市小倉南区津田新町三丁目 1 0 番 1 3 号
変更後	石橋長敬	北九州市小倉南区津田新町二丁目 1 0 番 1 0 号

3 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 2 日

北九州市上下水道局告示第 3 1 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 2 4 年北九州市水道局管理規程第 3 7 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 7 年 6 月 1 3 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
8 0 4 1	アルク建設 入江文敏	水巻町吉田東四 丁目 1 0 番 5 号	令和 7 年 6 月 1 日